

会議結果報告書

| | |
|------------------|--|
| 会議の名称 | 第3回札幌市子ども・子育て会議 |
| 日時・場所 | 平成26年2月26日(水) 9:30~11:30 札幌市民ホール1~2会議室 |
| 出席委員 20名/26名中 | 佐藤淳(副会長)、石田あやこ、大久保薫、岡田光子、小野志美、齊藤隆弘(臨時委員)、齋藤寛子、品川ひろみ、芝木捷子、柴田田鶴子、須藤桃代、坪谷哲雄、ニコルス哲子、秦直樹、林進一、平野博宣、前田元照、三井有希子、山田暁子、渡辺元 |
| 傍聴者数 | 12名 |

| 議事 | 概要 |
|--|--|
| 1. 子ども・子育て支援新制度下で札幌市が条例で定める各種の基準案(放課後児童健全育成事業に係る基準案を除く。)に関する認可・確認部会における審議の内容について | <ul style="list-style-type: none"> ・資料1をもとに、認可・確認部会において審議を行った『幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準案』『地域型保育事業の設備及び運営の基準案』『施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営基準案』 について、部会で出た意見概要とそれに対する札幌市の考え方を事務局より説明。 |
| 2. 認可・確認部会で議決された札幌市子ども・子育て会議の意見の案について | <ul style="list-style-type: none"> ・資料2をもとに、基準案に対する認可・確認部会で議決された札幌市子ども・子育て会議の意見案について、同部会の品川部会長より説明。 ・議決内容について、札幌市の基準案は妥当としたが、今後基準を策定し実行するに当たっての付帯意見として下記の3点を説明。 <ul style="list-style-type: none"> ①幼保連携型認定こども園における食事の提供方法について、1号認定の子どもにも自園調理により食事を提供できるような施策を検討すること。 ②幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準について、今後、国が示す配置基準を見極めたうえで、現行の保育所の保育士配置基準よりも引き上げることができるよう施策を検討すること。また、職員の処遇についても配慮すること。 ③小規模保育事業を提供する場合は、従業者全員が保育士であるA型が優先されるような施策を講じること。 |
| 3. 子ども・子育て支援新制度下で札幌市が条例で定める各種の基準案(放課後児童健全育成事業に係る基準案に限る。)に関する放課後児童健全育成事業部会における審議の内容について | <ul style="list-style-type: none"> ・資料3をもとに、放課後児童健全育成事業部会において審議を行った『放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準案』 について、部会で出た意見概要を事務局より説明。 |

| | |
|---|--|
| <p>4. 放課後児童健全育成事業部会で議決された札幌市子ども・子育て会議の意見の案について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・資料4をもとに、基準案に対する放課後児童健全育成事業部会で議決された札幌市子ども・子育て会議の意見案について、同部会の須藤部長より説明。 ・議決内容について、札幌市の基準案は妥当としたが、今後基準を策定し実行するに当たっての付帯意見として下記の3点を説明。 <ul style="list-style-type: none"> ①従事する者及び員数について、従事する者は全員有資格者であることが望ましい。また、質の向上につながる研修体系の構築に努めるとともに、指導員の高い専門性と職務の重要性、経験に見合った処遇となるような対策を検討すること。 ②集団の規模及び施設設備について、集団の分け方について十分に検討すること。また、子どもたちが安全で楽しく過ごすことができる環境を目指す一方で、現在の利用者が困ることがないように配慮するとともに、将来的な児童数の増加等も見込んだ施設整備の計画を検討すること。 ③開設日数及び時間、その他について、保護者の視点だけでなく子どもの視点に立った事業の実施とともに、学校や地域、保育園、幼稚園など関係機関との連携強化に努めること。また、放課後児童クラブの基準だけでなく、別途、児童会館や中高生も含め放課後施策のあり方についても検討すること。 |
| <p>5. 認可・確認部会、放課後児童健全育成事業部会で議決された意見案に対する札幌市子ども・子育て会議委員からの意見について</p> | <p>※○は委員意見、⇒は事務局回答</p> <p>【認可・確認部会の議決案に対する意見】</p> <p>○資料2別添・6ページの「施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営基準案」を国基準どおりとする理由として、「児童の保育環境を直接的に決定するものではない」との記載があるが、ここは大事ではないから国の基準どおりとする言い方は不適切である。</p> <p>⇒当該基準については、広い意味で児童の環境にも影響してくるものことから、誤解のないよう表現を修正する。(資料2別添・6ページの修正内容はホームページに掲載。また、同様の記載内容である資料5別添・6ページも併せて修正する。)</p> <p>○議決案の付帯意見の中で、幼保連携型認定こども園における保育教諭の処遇改善に関する意見があるが、保育教諭に限らず保育士や幼稚園教諭全般の処遇改善に配慮してほしい。</p> <p>【放課後児童健全育成事業部会の議決案に対する意見】</p> <p>○児童会館やミニ児童会館の居室の取扱いについては、居室として、通路のような存在となっている遊戯室を含めるのは不適切ではないか。</p> <p>○児童数について、国の考え方では、児童の集団の規模と同様、「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数としているが、指導から漏れる児童が出てくる可能性があるため、国を上回る考え方をつくるべき。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>⇒児童数の捉え方については、札幌市では最大限児童を受け入れることを前提としているので、いただいた意見も踏まえて検討する。</p> <p>○議決案の付帯意見の中で「指導員の高い専門性と職務の重要性、経験に見合った処遇となるような対策を検討すること」とあるが、実効性の伴う方策をとっていただきたい。</p> <p>○指導員の資格について、議決案の付帯意見の中で「従事する者は全員有資格者が望ましい」旨記載されているが、児童クラブについては、現在100%有資格者となっているので、現状から後退しないように現状を維持してほしい。</p> <p>⇒現状より後退しないことが前提であるので、現状を国の基準に無理やりあわせようという考えはない。</p> <p>【その他の意見】</p> <p>○障がい児の受入については、乳幼児から引き続き集団生活につながるということをイメージしたうえで今後の対応を検討してほしい。</p> <p>○障がい児対応について、従事する者が全員有資格者で、研修等で知識を習得しながら、保育所、幼稚園から小学校にスムーズに移行できるようにしてほしい。</p> <p>○従事する者については、有資格者であるとともに正規職員であるべき。</p> <p>⇒我々としても正規職員が望ましいと考えているので、そのあたりは検討していきたい。</p> |
| <p>6. 子ども・子育て支援新制度下で札幌市が条例で定める各種の基準案に対する札幌市子ども・子育て会議の意見について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・資料5をもとに各種基準案に対する札幌市子ども・子育て会議の意見案を説明。説明内容は議事2、議事4の説明内容と同様。 ・子ども・子育て会議の意見案について、文言修正の意見が出た部分については必要な修正を行う。また、運用面に関する意見については、今後検討を進めていく。 ・結果、子ども・子育て会議において、札幌市の基準は妥当ということで了承いただいた。 |